

介護予防・日常生活支援総合事業事業所
地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
管 理 者 様

大牟田市福祉課
介護保険担当課長

介護予防・日常生活支援総合事業における令和3年4月からの単位について（改定）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、本市の介護保険行政の推進につきましては、日ごろからご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和3年4月1日から介護給付において報酬改定が行われることを踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の単位を改定します。

つきましては、下記のとおりお取扱いいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 改定するサービス種類

- ・訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス、基準緩和型訪問サービス）
- ・通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス、基準緩和型通所サービス）
- ・介護予防ケアマネジメント

2 改定内容

別添「大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型・通所型サービスの報酬改定について」のとおり

3 サービスコード表・単位数マスタ

給付費請求に必要な総合事業サービスコード表及び単位数マスタについては、市のホームページに掲載予定です。掲載時期は4月15日（木）を予定しています。掲載後はサ事協・ケアマネ連協を通じてご連絡いたします。（未加入事業所につきましては個別にご連絡いたします。）

4 加算の変更について

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出について、令和3年4月サービスからの算定の変更をされる場合は、別紙「既存のサービス事業所の届出留意事項」を参照のうえ、令和3年4月15日（木）までに提出してください。なお、届出の新様式については国からの通知があり次第速やかに大牟田市のホームページに掲載する予定です。

【問い合わせ先】 大牟田市役所福祉課介護保険担当
（担当：猿渡、石貫）
電話：0944-41-2683 FAX：0944-41-2662